

改正案(中間試案)の具体的な内容

【中間試案の主な改正提案】

1. 債権編総則に相当する部分に「**契約による債権(債務)**」と「**契約以外による債権(債務)**」の二元的規律を採用する
2. **原始的不能**の契約を**有効**とする
3. 「**履行不能**」の概念を廃止し、**履行請求のできない債権**を広汎に認める(履行請求権の限界)
4. 債務不履行による損害賠償制度から**過失責任主義**を事実上排除する(過失責任の原則から**契約の拘束力**へ)
5. **解除**制度から帰責事由要件を撤廃する
6. **危険負担**制度を廃止する
7. 「**瑕疵担保責任**」の概念を放棄する(契約責任説の採用、「**契約の趣旨**」に「**適合**」するかどうかで判断、「**瑕疵**」概念・「**隠れた**」要件の廃止)
8. 「**契約の趣旨**」の概念を導入し、これを多用する

中間試案の特徴

▶ ① 債権から契約へ

cf. 大村敦「民法改正を考える」(岩波新書、2011年)p160

▶ ② 伝統的通説から批判学説へ

cf. 山田創一「民法(債権法)改正の中間試案に関する考察」
(専修ロージャーナルNo.9 2013.12) p59

▶ ③ 私的自治・契約の自由から社会的規範へ

cf. 「契約の趣旨」の概念

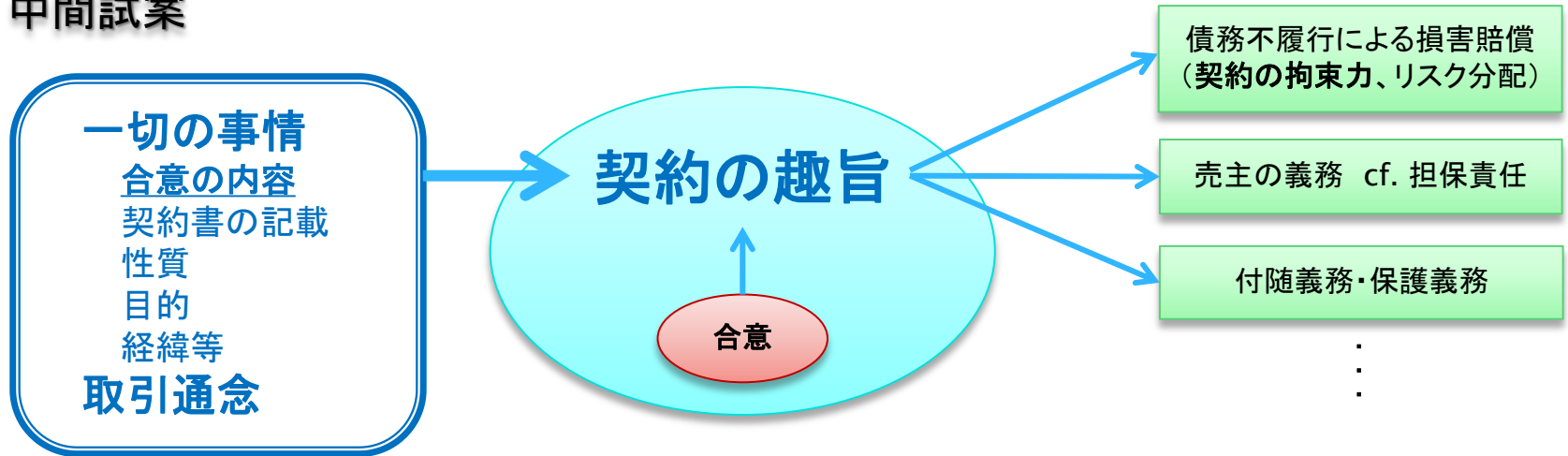
▶ cf. 关系的契約理論

通説・実務と批判学説の各体系

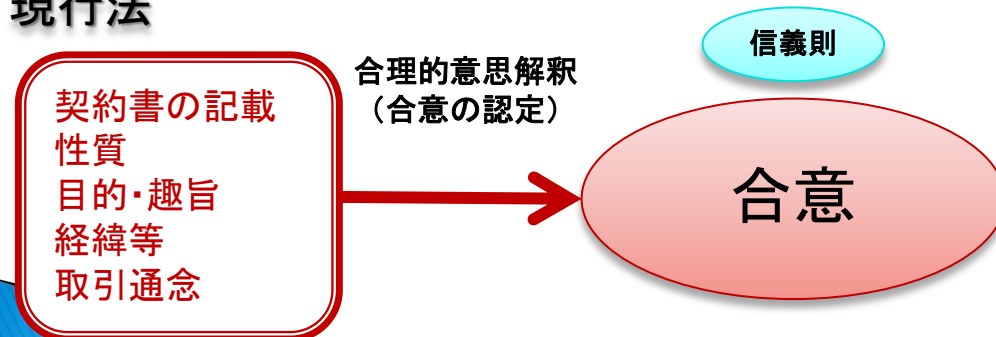
| | 債権 | 損害賠償 帰責原因 | 原始的不能 | 原始的瑕疵 (原始の一部不能) | 後発的不能 【債務者有責】 | 後発的不能 【債務者無責】 |
|----------|---|--|--|---|--|--|
| 通説 実務 | 給付 請求権 | 過失責任 ・故意・過失 又は信義則上 それらと同視 すべき事由 (履行補助者の 故意・過失含む) Cf. 私的自治 契約自由 | 契約無効 ↓ 【債務者有責】 契約締結上の 過失(信義則) ・損害賠償 (信賴利益) | 一部無効 (現状引渡義務) ↓ 瑕疵担保 ・損害賠償 (信賴利益) ・解除 | 債務不履行 給付義務は 消滅 ↓ ・損害賠償 (填補賠償請求権 への転化) ・解除 | 危険負担 債権は消滅 ↓ 反対給付は？ × 債務者主義 ○ 債権者主義 |
| 批判 学説 | 債権関係に おいて利益 の獲得を 期待できる 地位(潮見) * 債権関係・ 利益中心の 体系 | 契約の 拘束力 A 契約による リスクの引き 受け B 契約の趣旨 | 契約有効 | 全部有効 (契約不適合) | 契約不履行 ・損害賠償 ・解除 | |
| | | | 契約不履行 ・損害賠償 (履行利益) ・解除 | | | |
| | | | 免責 | A 契約で引き受けていないリスク B 契約の趣旨に照らして債務者に分配されないリスク | | |

「契約の趣旨」の概念

中間試案



現行法



予測される弊害

- ▶ 取引社会が混乱し、国民の経済活動に重大な支障が出るおそれがあります。
 - 国家の法体系の土台をなす基本法・一般法を根本から変えようとするれば、その上に乗る社会システムや知的資産との間に不整合が起きる可能性があります。
 - 法改正に伴うシステム変更の負担（混乱、煩雑さ、過誤、紛争、予見性喪失、コスト等）が生じると予測されます。
 - 国民や企業の予見性（予測可能性）が害されるおそれがあります。
 - 旧民法と新民法の併存状態が長期間生じます（内容の異なる膨大な分量の二重ルールをいずれも理解し、使いこなす必要が生じます）。
 - 民法の土台の上に乗る特別法の再検討が必要になると予測されます。
 - 私的自治・契約自由等の基本原則が修正される可能性があります。

中間試案後の議論状況

- ▶ 中間試案の内容のさらなる変更が検討されています。
 - 最終の答申案は、中間試案とはかなり異なるものになる可能性があります。
 - (中間試案で提示された近時の有力説の考え方がどの程度採用されるかについては、まだ必ずしも明確になっていません。)
 - このため、これから数十年にわたって用いる取引のルールについて、未だ国民がその内容を十分に検証できる状況にはありません。

改正の時期

- ▶ 法務省の予定どおり進行すれば、平成27年には改正案が決定され、国会の審議にかけられることとなります。
- ▶ 法務省の発表では、以下のスケジュールで手続が進行することになっています。
 - ① 平成26年7月に「要綱仮案」をとりまとめる
 - ② 平成27年2月ころに「要綱案」を最終決定する

要望事項

- ▶ 国民が時間をかけて慎重に議論できる環境を整える措置につきご議論いただきたく、お願い申し上げます。

【考える措置】

- A) 平成26年7月に「**要綱仮案**」がとりまとめられた時点で、国民の声を聞く「**パブリック・コメント**」を再度実施する
- B) 「**要綱案**」が決定された段階で手続を止め、時間をかけて、中立公正な第三者機関に以下の点などを**検証**させる
 - ① 全面的・抜本的改正を行う**必要性(立法事実)**があるか
 - ② **民意**を反映しているか(過去のパブ・コメの検証、新たなパブ・コメの実施等)
 - ③ 社会に**混乱**や**悪影響**を及ぼすものとなっていないか
 - ④ **特定の学説**や**特殊な考え方**に偏ったものになっていないか